

平成 31 年度 事業計画

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

平成 31 年度 事業方針

国では、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを掲げています。これは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するものであります。

豊岡市社会福祉協議会（以下「豊岡市社協」という。）は、生きづらさを抱える方を含め、様々な住民の地域生活を支え、また、その人らしく役割、生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりに地域住民、社会福祉法人、企業、市等と連携・協働して取り組みます。

豊岡市社協は、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割を果たすために、平成 30 年度に『第 2 次基盤強化計画』を策定し、組織運営・経営の方向性、地域福祉ネットワークの構築、人材育成等の視点から組織としてあるべき姿を明らかにしました。

平成 31 年度事業計画では、第 2 次基盤強化計画と豊岡市地域福祉計画に基づいて、組織体制の強化、地域福祉の推進、介護サービスの展開等を定めています。

豊岡市社協の基本理念に基づいて、事業計画の各事業・取組を着実に実践し、豊岡市社協の使命及び社会的役割を果たしていきます。

基本理念

「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」

使命

1. 多様なネットワークの構築と、住民主体の地域福祉を推進する。
2. 住民がその人らしい豊かな在宅生活を送るための支援を行う。
3. 確固たる組織経営を構築する。

重点的取組 ※（ ）内は関連ページ

1. 制度やサービスでは対応できない地域の様々な課題（ひきこもり、老々介護、虐待等）に地域支援と個別支援の両方の視点をもって各職員が取り組むように各部署・事業所が連携して情報を共有し、支援に取り組みます。（P3～P4）
2. 経営基盤の強化及び安定的な収益の確保を図るために、人材確保、介護サービス事業の運営等に関する中長期経営計画を策定します。（P5）
3. 行政区圏域での住民の集いの場づくり（ふれあい喫茶、いきいきサロン等）、地域課題の解決に向けた話し合いの場づくり（福祉委員会、見守り会議等）を重点的に推進します。（P7）

4. 地区圏域での地域福祉活動実践者、地域コミュニティ組織、介護事業者、民間企業等で構成される「協議体（地域サポート会議）」による支え合い、サービス提供体制の構築に取り組みます。（P7）
5. 地域福祉フォーラムを開催し、講演会や実践発表を通じて、地域福祉活動の意識を高め合うことの大切さを認識する機会とします。（P7）
6. 豊岡市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんねっと）を通じて、各法人と連携して制度やサービスでは対応できない地域課題の解決に向けた取組を検討します。（P8）
7. 福祉委員、区長、民生委員等との合同研修会を通じて、福祉委員の役割の浸透、行政区内での連携体制の強化を図ります。（P8～P9）
8. 総合相談センター（総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、各地域包括支援センター）を中心に、高齢者、障がい者、ひきこもり、経済的困窮、制度の狭間にある課題への相談対応を地域住民、関係機関・団体等との連携・協働により推進します。緊急少額資金の貸付を新設し、経済的困窮状態にあり緊急的な援助が必要な住民の生活の再建を支援します。（P9～P10）
9. 認知症や障がい等により判断能力が不十分な方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護に関するプロジェクトチームを立ち上げ、権利擁護機能の強化、体制の構築について検討を行います。（P11）
10. 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業の展開により、要介護・要支援状態にある利用者の多様化する介護ニーズに対応し、その人らしい豊かな在宅生活を送るための支援を行います。（P11）
11. 業務実績、評価（人事考課・目標管理）、給与、昇格が相互に関連した新人事管理制度による職員のモチベーションの向上と人材育成、組織内部・外部の研修を通じて質の高いサービス提供や支援活動につなげます。（P12～P13）
12. 広報紙、ホームページ、マスメディアを通じて豊岡市社協の目ざす姿、事業、取組等を発信し、豊岡市社協に対する理解を図り、協力者を増やすことに取り組みます。（P13）
13. 善意銀行の効果的な活用を含め、障がい、ひきこもり、子育て等のさまざまな分野の活動実践者によるプロジェクトチームを立ち上げ、地域住民のニーズに基づいた新たな事業の開発を検討します。（P14）

1. 組織運営体制の強化

豊岡市社協が地域福祉活動を推進する組織としての役割を果たしていくためには、組織機能を高め、各部署・事業所がその役割を発揮していくことが必要です。

介護保険事業等を含め目まぐるしい制度変更や、新たな福祉課題・多様な住民ニーズ等に対して、組織的に対応するためにも制度への素早い対応に向けた検討を継続していく必要があります。

豊岡市地域福祉計画の2つの基本目標「住民の主体的な地域づくり」、「総合的な相談・支援体制づくり」を着実に果たしていくためにも、人材育成とともに、地域支援担当職員、相談支援担当職員、介護サービス事業所職員がそれぞれキャッチした地域ニーズ・地域課題の解決に向けて、多種多様な専門職の機能が発揮できるように、組織内の情報共有・連携体制の強化に取り組みます。

介護サービスの展開においては、組織要員上必要な監督職、管理者等の計画的な配置の構築に取り組みます。

基盤強化計画に位置づけた取組を年次ごとに着実に実行していくために、目標管理制度による進捗状況の管理、評価に取り組みます。

(1) 住民ニーズ、地域課題の解決に向けた組織内連携の強化

① 地域福祉推進のための組織内協議の場の強化・連携

豊岡市地域福祉計画に位置づけられている2つの基本目標「住民の主体的な地域づくり」、「総合的な相談・支援体制づくり」、の確実な推進に向け、圏域（旧市町域）を軸に地域支援担当職員、相談支援担当職員、介護サービス事業所等の職員が連携して取り組みます。

ア 圏域ミーティング

参集範囲…コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、ケアプランセンター、ヘルパーステーション、デイサービスセンター

- ・各部署の情報共有
- ・地域の生活課題、社会資源情報（集いの場、支え合いの人材等）、見守り会議の内容等の共有
- ・個別ケースや地域の共通課題に対する地域住民と専門職の連携・協働による支援の検討

イ 圏域行動計画コアメンバー会議

参集範囲…コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、在宅福祉課、ケアプランセンター、ヘルパーステーション、デイサービスセンター、企画総務課

- ・地域福祉計画の基本目標達成に向けた圏域ごとの行動計画の実践、成果・課題の検証

② 地域支援と個別支援の一体的な推進

地域の様々な課題を地域支援と個別支援の両方の視点を持って活動できる人材の育成に地域福祉課学習会、圏域ミーティング、圏域行動計画コアメンバー会議を通じて取り組みます。

③ 総合相談センターの連携体制の整備

総合相談センター連絡会議（総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、各地域包括支援センター）を定期的実施し、各部署間の情報・役割の共有、地域住民との連携・協働や人材育成について検討します。

4つの地域包括支援センターを取りまとめる管理職の配置を検討します。

(2) 目標管理による確実な組織運営、事業計画・予算目標の実行

基盤強化計画に位置づけた取組を着実に実行していくために、課長補佐以上の管理職を中心とした目標管理制度による進捗状況の管理、評価に取り組みます。

- ・ 6ヶ月単位で到達すべきレベル・目標数値の設定
- ・ 目標達成に向けた手法・プロセスの立案
- ・ 月次会議で進捗状況を検証し、理事長へ報告
- ・ 6ヶ月ごとに達成状況について評価を実施

(3) 介護サービス事業所の連携体制の整備

各部門の統括マネジャーを中心に各事業所の利用状況や課題の把握をし、人材育成、業務改善やOJT指導に取り組みます。また、地域の状況に合わせた事業展開ができるよう協議に着手します。

- ・ 計画的な管理者の配置、職員の育成に向けた研修受講計画の作成
- ・ 各事業所間のサービス提供状況の共有、地域の状況に合わせた事業展開に向けた4つの圏域（豊岡、城崎・竹野、日高、出石・但東）ごとの管理者会議の開催
- ・ ケアプランセンター部門の統括マネジャー配置の検討

2. 財政基盤・組織経営の強化

豊岡市社協が確固たる組織経営を構築し、住民のその人らしく豊かな在宅生活を守りきるためには、財政基盤の柱である介護サービスで安定的に収益を確保することが必要です。

そのためには、多様な住民ニーズに対応する介護サービスが提供でき、利用者から選ばれる事業所となることが求められます。

そして、介護サービスで得た収益を地域福祉活動に還元することで、住民の地域福祉活動を力強く、安定的な支援につなげることができます。

豊岡市社協の使命を継続的に果たしていくために、中長期経営計画の策定において、適正な人員配置、確実な収益確保に向けた介護サービス事業所の事業形態のあり方、地域福祉事業の方向性等を明らかにします。

(1) 安定的な経営に向けた経営計画の策定及び拠点機能の整備

経営基盤の強化及び安定的な収益の確保を図るために人材確保、各介護サービス事業所の事業運営のあり方、新たな小規模多機能型居宅介護事業所の開設を見据えた中長期経営計画の策定に取り組みます。

- ・中長期の将来収支予測、職員配置計画及び人材育成計画の作成
- ・各デイサービスセンターの事業運営、修繕計画の検討
- ・ぐるらの経営実績等の検証に基づいた新たな小規模多機能型居宅介護事業所設置の検討
- ・市委託事業の方向性の検討
- ・趣旨・目的が同様の事業の一体的実施、社会的役割を終えている事業の廃止・地域移行の検討

(2) 組織の機能強化及び運営強化

地域福祉活動を推進する中核的な組織として、制度改編や社会情勢の変化に対応できる組織づくりに向けてマネジメント機能の強化、住民参画による組織運営を実行します。

- ・専門部会を基盤とした執行機関の機能強化及び組織運営
- ・介護サービス事業等の収益に見合った介護サービス事業所、地域福祉課等の適正な人員配置の検討
- ・業務マニュアルの整備・運用、事務作業の簡略化・IT化による業務の効率化

(3) 健全な財政運営の実践

継続的かつ安定的な社協事業・活動の実施に向け、無駄な支出を削減し、コスト意識を持った予算執行の徹底、財務体質の強化を図ります。

- ・共同募金、善意銀行の活用の見直しを含めた地域福祉活動の財源確保
善意銀行にて、クレジットカードによる寄付方法を導入
- ・安定的な財政運営を維持していくための必要に応じた基金・積立金の適正な運用

(4) 介護サービス事業の健全経営に向けた強化・充実

利用者のその人らしい豊かな在宅生活を守りきるために、財政面においても確実な収益を確保して安定的な経営の継続を図ります。

城崎ヘルパーステーションを竹野ヘルパーステーションのサテライト、但東ヘルパーステーションを出石ヘルパーステーションのサテライトとすることで、サービス提供体制等の効率化と強化を図ります。

主任介護支援専門員、介護福祉士等の積極的な資格取得による質の高いサービスの提供を実施します。

- ・ケアプランセンター、ヘルパーステーション、デイサービスセンターの各統括マネージャーによる担当部門の業務推進の指導・管理
- ・介護サービス事業の採算性の確保に向けた目標管理による数値目標の設定、評価の実施

- ・介護サービスの実施に関する年次計画に基づく研修を通じた人材の育成
- ・医療機関等との情報共有・連携の強化を図り、重度者や終末期等の利用者の在宅生活の支援の継続

3. 包括的支援体制整備・地域福祉ネットワークづくりの強化・充実

生きづらさを抱えた人や在留外国人、地域から孤立している人等が、地域とのつながりをつくり、支え手と受け手に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく地域の中で暮らし続ける地域共生社会の実現が求められています。

地域共生社会の実現に向けて、豊岡市社協は「協議体組織」として、住民、NPO、企業、関係団体等の協議・協働の場づくり、様々なネットワークの構築に取り組みます。

地域の生活課題に応じたボランティアの育成、福祉委員活動の充実、地域福祉フォーラムによる地域福祉活動に対する住民の気づきの場等により、地域共生社会の土台づくりを進めます。

総合相談センターを中心に、地域の身近な相談窓口として地域住民の様々な課題の解決に向けた支援を行います。

経済的支援、金銭管理支援が必要な住民に、生活再建に向けた資金の貸付等によるセーフティネット機能の役割を果たします。

(1) 多様なネットワークによる住民ニーズ・地域課題の把握、社会資源開発の検討

① エリア階層別の課題解決・サポート体制の構築・推進

豊岡市地域福祉計画において、エリア階層別の課題解決・サポート体制の構築を位置づけ、地域における住民主体の課題解決や包括的な相談支援体制を推進しています。

住民主体の課題解決に向けて、エリア階層を4つ（行政区圏域、地区圏域、旧市町圏域、市圏域）に設定し、それぞれの階層における課題解決のためのネットワーク（協議の場等）を構築し、住民主体の課題解決の取組がすすむよう住民と専門職が協働します。併せて、市、社協、福祉分野の各種専門機関等が包括的・総合的な相談支援ネットワークを構築し、地域では解決できない課題への対応を行う包括的な相談支援体制を推進します。

エリア階層別の課題解決・サポート体制の実現に向けて、職員の理解浸透を図り、各部署が連携しながら取り組みます。

- ・住民主体の課題解決に向けた話し合いの場（行政区圏域：見守り会議、地区圏域：協議体（地域サポート会議））の設置および機能強化
- ・旧市町圏域の地域福祉推進委員会、市圏域の地域福祉部会のそれぞれの機能強化および連携強化
- ・地域ケア会議、障害者自立支援協議会、総合相談支援チーム会議等のネットワーク会議の充実および市、関係機関・団体、地域住民との支援ネットワークの強化
- ・地域を基盤とした包括的な相談支援の推進に向け、地域支援担当職員と個別支援担当職員（相談支援、在宅介護サービス）の組織内連携の強化

② 支え合いの地域づくりのサポート

ア 行政区圏域

住民が交流し、つながりを深める集いの場づくり、地域の課題を共有し解決に向けた取組を協議する話し合いの場づくりを住民が主体的に進められるようサポートします。場づくりを通じて、住民と協働し、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

- ・集いの場づくり（ふれあい喫茶、いきいきサロン等）の設置・運営のサポート
目標設置数（全 359 行政区中）…287 行政区（H31.3 末現在…252 行政区）
- ・地域課題の解決に向けた話し合いの場づくり（福祉委員会、見守り会議等）の設置・運営のサポート
目標設置数（全 359 行政区中）…180 行政区（H31.3 末現在…157 行政区）
- ・住民同士の支え合い活動、困りごとへの対応等の生活支援の場づくりの推進

イ 地区圏域

生活支援コーディネーターを中心に、地区圏域において、住民や事業所、団体等が協力して地域課題の解決に向けて支え合い活動を広げ、地域課題について定期的に話し合う場として「協議体（地域サポート会議）」を実施し、協議の中から様々な取組を構築します。

- ・地域福祉活動実践者（サロン世話役や見守り活動の実行者等）と連携した住民ニーズ、生活課題、社会資源の把握及び住民への課題提起
- ・生活支援の担い手の発掘・育成に向けた研修会等の開催、組織化、支援活動へのマッチング
- ・地区圏域で地域福祉活動実践者、地域コミュニティ組織、社会福祉法人およびNPO法人等の介護事業者、民間企業等で構成される「協議体（地域サポート会議）」における協議、多様な主体による支え合い、サービス提供体制の構築

協議体（地域サポート会議）

目標設置数（全 29 地区中）…20 地区（H31.3 末現在…11 地区）

ウ 地域福祉フォーラムの開催

地域福祉フォーラムを開催し、講演会や実践発表を通じて地域住民自らが取組を見つめ直し、日頃の活動の価値や素晴らしさに気づき、地域福祉活動の意識を高め合うことの大切さを認識する機会とします。

エ 地域福祉推進委員会の推進

支所圏域（旧市町域）ごとに地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉活動、地域づくりの着実な推進に向けて、地域福祉活動実践者が参画し、地区や行政区における住民ニーズ、地域課題の把握、課題解決に向けた協議を行い、地域福祉推進委員と職員が一体的に住民主体の地域福祉活動を推進します。

オ 地域福祉活動に関する映像、手引きの作成

住民が主体的に取り組んでいる集いの場、話し合いの場、見守り活動等の映像や活動の手引きを作成し、活用することで支え合いの地域づくりを推進します。

③ 多様なネットワークづくりの推進

社会的孤立や制度・サービスでは対応できない複合的な問題の解決に向けて、地域住民・市・関係機関・企業等との連携・協働に取り組めるようネットワークの構築・強化を進めます。

- ・社協内のネットワーク検討チームにて、市内の既存のネットワークの調査
- ・地区圏域を単位とする法人・企業とのネットワークづくりの構築

④ 豊岡市社会福祉法人連絡協議会への参画

社会福祉法人に「地域における公益的な取組（社会貢献事業）」が義務化された中で、豊岡市においては、高齢・障がい・児童等の分野を超えて、それぞれの利用者を取り巻く周辺の情報交換や課題を共有しながら、地域の生活・福祉課題にアプローチするためのネットワークとして、平成30年9月、市内全社会福祉法人（23法人25施設）が参画し、豊岡市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットとよおか）が設立されました。

豊岡市社協は、一法人並びに事務局として豊岡市社会福祉法人連絡協議会に参画し、各法人と意見交換を重ね、それぞれが把握している地域課題を共有し、協働して解決に向けた事業・取組の開発や、住民へのPR方法等の検討を進めます。

⑤ ボランティア・市民活動の推進

地域住民、事業所、企業、関係機関等から地域の生活課題・ニーズを把握し、ボランティア活動者とのマッチングや人材育成に取り組み、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

学校や企業、各種サロン・サークル活動等を対象とした各種講座の開催、地域住民等との連携・協働した取り組みを通じて、福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深めます。

- ・ボランティアの育成及び活動の促進
- ・NPO・市民活動団体等との連携・協働による多様な活動支援
- ・有事の際の災害ボランティアセンターの活動内容について市と協議
- ・各種ボランティア体験教室、社協出前講座の開催と積極的な広報活動の実施
- ・福祉教育推進校や地域住民等との連携・協働による福祉教育の実施
- ・セルフヘルプグループの活動支援

（２） 福祉委員活動の強化

福祉委員が区長、民生委員、民生・児童協力委員等と連携した見守り・支え合い活動をすすめ、話し合いの場（福祉委員会・見守り会議等）に参加し、役割を発揮できるよう、コミュニティワーカーが行政区内において働きかけます。

区長、民生委員等との合同研修会を通じた福祉委員の役割の浸透、行政区内での連携体制の強化を図ります。

(3) 総合的な相談支援事業の推進

総合相談センター（総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、各地域包括支援センター）を中心に、高齢者、障がい者、ひきこもり、経済的困窮、制度の狭間にある住民や複合的な課題のある世帯等への支援に向けて、地域を基盤とした相談支援を地域住民、関係機関・団体等との連携・協働により推進します。

① 総合相談・生活支援センター業務の推進

制度の狭間や複合的な課題を抱えている生活困窮者に対して、社協・市の庁内連携体制による包括的な支援体制づくりに取り組みます。

- ・地域や企業と連携した就労体験、中間的就労、居場所づくり等の資源開発
- ・総合相談運営会議、支援チーム会議による市と社協の横断的な連携体制づくり、生活困窮者の早期発見・早期対応の強化

② 地域包括支援センター業務の推進

重度な介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する中核的機関として、高齢者の総合相談支援、権利擁護支援、認知症予防・支援の推進等を行います。また、生活支援体制整備に向け、生活支援コーディネーターと連携し、地区圏域における課題解決のための「協議体（地域サポート会議）」の設置、住民主体の支え合い体制の構築を行います。

- ・高齢者虐待の相談対応、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止等、権利擁護支援の推進
- ・介護支援専門員への支援やネットワーク構築等の包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施
- ・自立支援型地域ケア会議を開催し、理学療法士や生活支援コーディネーター等と連携した利用者の自立に向けた協議
- ・認知症の正しい理解と知識の普及啓発、認知症の方やその疑いのある方に早期に関わり、適切な医療・介護につなぎ、環境を整えるサポート

③ 障害者基幹相談支援センター業務の推進

障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など、地域の障がいのある方の生活や福祉の総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行い、地域の相談支援の中核的な役割として関係機関、地域住民と協働しながら支援を行います。

- ・地域の相談支援事業所の相談員への困難ケースの支援、人材育成
- ・豊岡市障害者自立支援協議会の運営を通じた地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制の協議（精神障がい者等の医療機関から地域移行を進めるための住居確保、

- 障がい児の保護者のつながりづくり、障がい者雇用の拡大等)
- ・障害者虐待防止センターの運営を通じた障がい者虐待の防止に関する普及啓発、24 時間受付受理による早期発見・早期対応、関係機関との連携強化

(4) 権利擁護体制の基盤整備、機能強化

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護機能の強化、体制の構築について検討を行います。

- ・権利擁護に関するプロジェクトチームを立ち上げ、権利擁護に関する課題、権利擁護体制のあり方等の明確化
- ・権利擁護体制のあり方について市と検討

(5) 社協セーフティネット機能の充実・強化

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、総合相談・生活支援センターや地域包括支援センター等と連携を図りながら、必要な資金の貸付等を行うことにより、その世帯の当座の生活の安定を図り、自立を支援します。

また、判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理の支援を行い、利用者の生活改善や生活困窮の予防の役割を果たします。

- ・生活福祉資金貸付事業の推進
- ・法外援護資金貸付事業の推進
 - 従来法外援護資金貸付事業に、緊急性の必要がある場合に貸付を行う緊急少額資金を新たに設置
- ・日常生活自立支援事業の推進
- ・緊急食料支援事業を通じた生活困窮者の早期発見・早期対応

(6) 各種相談活動の推進

市民の生活・福祉課題を発見し、様々な生活援助や地域福祉活動につなげるため、小地域福祉活動と連携した身近な相談窓口と専門職との連携を図ります。心配ごと相談所を常設し、いつでも住民が困りごとを相談できる場づくりを整えます。また、豊岡と日高の2カ所で結婚相談所を開設し、相談員間の情報共有、連携の充実を図ります。

- ・社協各部署と専門相談機関との連携の推進
- ・法律相談事業の推進
- ・心配ごと相談事業の推進
- ・結婚相談員の豊富な経験に基づいた結婚相談事業「Hapimari (ハピマリ)」の推進

(7) 住民交流活動の充実と居場所づくりの推進

高齢者や障がいのある方、認知症やひきこもりなど生きづらさを抱えた方、子ども、子育て中の世帯の方たち等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への理解を広げ、各種サロン・サークル活動、住民交流拠点の定着・充実を図ります。

- ・ふれあいいきいきサロン活動の新規拡大・充実
- ・障がいのある方の居場所づくりの推進

- ・生きづらさを抱えた方と住民が毎日集い、活動できる交流拠点づくりの推進
- ・認知症カフェの運営のサポート
- ・子育てサロン・サークル活動の支援
- ・セルフヘルプグループ活動の支援
- ・行政区内の地縁活動、グループ活動等の支援

(8) 指定管理事業

指定管理者として、豊岡市施設の適正な管理運営に努め、利用促進を図ります。

- ・豊岡市立各健康福祉センター指定管理事業（6施設）

4. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、利用者がその人らしく豊かに生活が送れるように、単に決められた介護サービスの供給だけでなく、既存のサービスの枠を超えて、個々のニーズを拾い上げ、的確に柔軟に対応し、例え終末期ケアが必要な状態になっても「在宅生活を守りきる」体制づくりを進めます。

(1) 在宅生活を守りきる介護サービスの実施

①介護サービスによる在宅生活の支援

要介護・要支援状態にある利用者の多様化する介護ニーズに適切に対応できるよう、ケアプランの作成、居宅での身体介護・生活援助、デイサービスセンターでの入浴・食事等のサービス提供を行います。

- ・居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業の実施

②地域福祉・生活支援拠点の充実

誰もが豊かな人間関係の中でその人らしく住み慣れた地域での在宅生活を守りきるために、利用者の生活・価値観を大切に、24時間、365日の介護サービス（訪問・通い・宿泊サービス）が提供でき、医療・看護・地域の支え合いをつなぎ合わせた地域福祉・生活支援拠点ぐるらの充実を図ります。

利用者と地域住民との交流機能を充実させるために、毎日型のカフェ、地域の子ども達の勉強・遊びの場、地域行事への参加（日役、保育園運動会の応援等）等を実施します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

介護予防及び在宅生活支援の充実を図るため、地域住民と協働した福祉サービスを実施します。

- ・介護予防・生活自立支援サービスの事業受託（家族介護支援事業、食の自立支援事業、生きがい活動支援通所事業）
- ・産前・産後サポーター派遣事業の受託

- ・福祉用具貸与事業（介護保険外）の実施
- ・介護用品販売事業の実施

（３）総合的な相談・支援体制づくりに向けた障害者相談支援事業の拡充

従来の豊岡、豊岡北、日高ケアプランセンターに加え、平成31年4月から新たに出石・但東ケアプランセンターに障害者相談支援事業（指定特定相談支援事業）の機能を置き、相談支援専門員による障がいのある方の様々な生活相談への対応、迅速な障害福祉サービスの利用支援や計画作成、社会資源につなげることによって、障がいのある方の豊かな地域生活の支援に取り組みます。

（４）障害福祉サービス事業の推進

障がいのある方等が、地域で自立した日常生活を送るために、障害福祉サービスの推進を図るとともに、障がいに対する理解に向けた普及・啓発活動を実施することで、障がいのある方等が地域の一員として共に生きる地域社会の実現をめざします

- ・障害者総合支援法による良質なサービスの提供（居宅介護、同行援護、移動支援、障害者（児）デイサービス、障害者（児）訪問入浴）
- ・市障害者事業の受託による障がいのある方等の自立生活及び社会参加の促進、障がい者理解に向けた普及・啓発活動の実施（障害者（児）スポーツ・レクリエーション教室等開催事業）

5. 様々な地域課題に対応する人材育成と確保

豊岡市社協が地域福祉活動を推進する組織として、求められる職員像を具現化していくためには、スーパービジョン・OJT・キャリアパス等の人材育成体制を充実していくことが重要になります。

平成30年度からスタートした新人事管理制度を通じて人材育成とサービスや支援活動の質の向上を図ります。

職員の資質・スキルアップ向上を図るために、役職・等級等に応じた研修体系と、研修で学んだことが業務にしっかり反映される仕組みづくりを進めます。

（１）人事管理制度を通じた人材育成

平成30年4月から導入した新人事管理制度は、職員が熱意を持って業務に取り組み、業績をあげる職場風土を目ざして、職員の人事の基軸を勤続年数から等級と職種による役割に改め、役割に基づいた業務の遂行、業務実績に基づいた評価の実施、評価を給与に反映するものです。

業務実績の評価、給与、昇格が相互に関連した人事管理制度を通じて、職員の業務へのモチベーションの向上、人材育成を図り、質の高いサービスの提供や支援活動へつなげます。

- ・管理職、監督職、地域福祉、在宅福祉、医療専門、事務の各等級・職種に基づいた業

務の遂行と評価の実施

- ・業務実績の評価が反映される給与制度の運用（正規職員）
- ・同一労働・同一賃金への対応を含めた嘱託職員、非常勤職員の業務実績の評価が反映される給与制度の検討

（２） 人材の定着化、有資格者の確保

地域福祉、介護サービスを安定的に推進するために、組織運営、事業展開等について職員の意見を積極的に取り入れたり、要員配置上必要な職員の確保など、風通しが良く、やりがいを持てる職場環境づくりに取り組み人材定着を図ります。

長期的な人材育成を見据えた資格取得を支援するために、資格取得支援制度の対象資格、助成金額等の検証及び見直しを検討します。

人事管理制度の役割等級で必須となっている資格取得や研修受講の対象職員に受験・受講を促し、有資格者の確保を進めます。

（３） 計画的な研修体系の構築・実践、業務内容への反映

職員の資質や能力の向上を目的に、役割等級・職種に基づいた組織内部・外部研修を体系的に実施します。

研修内容が各職員の所属部署・事業所内で共有され、業務内容に反映されるよう研修内容の報告の徹底を図ります。

6. 社協活動の見える化・透明性の確保

地域福祉活動を推進していくために、様々な場面・媒体等を通じて豊岡市社協が目ざす姿・方向性の発信機能を強化し、住民・NPO・企業・関係機関等の豊岡市社協に対する理解を図り、協力者を増やすことに取り組みます。

既存の制度やサービスでは解決できない地域課題の解決に向けて、多様な分野の実践活動者と新たな社会資源の開発に取り組みます。

（１） 広報活動の促進

ホームページ等を通じた豊岡市社協の事業や活動内容、財政状況等の情報を広く発信します。また、広報紙『NIKO』の紙面の充実を図り、地域の福祉活動、まちづくり、ボランティアに関する情報など、市民が必要とする情報を掲載します。

- ・社協、善意銀行、Hapimari（結婚相談）の各ホームページを活用した情報発信の充実
- ・広報紙『NIKO』の発行（毎月／年12回）
- ・マスメディアを通じた社協事業・活動の発信
- ・社協事業・活動に関するパンフレット作成の検討

(2) 共同募金・善意銀行の使い途の見える化／市民参画による地域福祉財源の活用 の検討

地域福祉活動の推進に向けて、共同募金がしっかり確保できるよう、使い途のPR手段として広報紙・チラシを始め、配分先であるいきいきサロンや子育てサークル等が活動中に掲示する資材の開発を検討します。

善意銀行においては、寄付された善意が地域福祉事業に効果的に活用されるよう、障がい、ひきこもり、子育て等のさまざまな分野の活動実践者のプロジェクトチームへの参画を通じて、地域住民のニーズを的確に把握し、新たな事業の開発を検討します。

善意銀行への預託者へ希望する使い途についてリサーチを行い、新たな事業の開発に反映されるようデータ集約を行います。